

令和7年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和7年6月26日 午前10時00分 開会
午後 2時11分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠 員
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	米田匡勝	書 記	神橋秀幸
書 記	関元瞳	書 記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 7番 吉村 始 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 議第49号 財産の取得について

日程第2 議第47号 葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて

- 日程第3 議第48号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事）
- 日程第4 議第45号 葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて
- 日程第5 議第46号 葛城市役所の位置を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第50号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第7 議第51号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第52号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第51号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第2 議第52号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前10時00分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より追加議案として2議案が提出されましたので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と併せて、これらの取扱いについて、6月24日、午後1時30分より議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、市長より議第51号及び議第52号の2議案が追加議案として提出されたことなどを受けまして、去る6月24日、午後1時30分より議会運営委員会を開催し、その審査方法について、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と併せて慎重に協議するとともに、議員定数が次の市議会議員選挙から減少することに伴う葛城市議会条例の改正についても慎重に協議しておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、耕作放棄地に関する事項、そのほか総務建設常任委員会の所管に関する事項の2項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申入れがあり、また、厚生文教常任委員会からは、部活動の地域展開に関する事項、葛城市社会福祉協議会に関する事項、こども・若者サポートセンターに属する事項、そのほか厚生文教常任委員会の所管に関する事項の4項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申入れがありましたので、それぞれの付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件については、閉会中も継続して審査を要することとし、各常任委員長より議長に対し、閉会中の継続審査の申入れがなされております。

次に、追加議案については、日程第6までの議案の採決終了後に、日程第7、議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてを上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託します。次に日程第8、議第52号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてを上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、本定例会に設置されております予算特別委員会に付託します。

議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に総務建設常任委員会と予算特別委員会を開催し、追加議案について審査をお願いいたします。

2つの委員会終了後、本会議を再開し、議第51号及び議第52号の2議案を議事日程に追加いたします。

その後、追加日程第1、議第51号議案を上程し、総務建設常任委員長から委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行います。

次に、追加日程第2、議第52号議案を上程し、予算特別委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行います。

次に、葛城市議会議員条例の改正につきましては、各常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数についてを協議いたしました。協議の結果、総務建設常任委員会、厚生文教常任委員会ともに委員定数は6人とし、議長は常任委員会の委員にはならないことに決定し、議会運営委員会の委員定数については6人と決定いたしました。今後は、令和7年第3回定例会に上程できるよう、準備を進めてまいりたいと思っております。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

奥本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重に審査いただきますようお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月13日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月19日、午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、耕作放棄地に関する事項についてであります。

理事者からは、耕作放棄地対策検討支援業務の進捗状況、地域計画策定業務委託の業務内容として、南藤井の地域計画、現況地図、目標地図、地域計画策定に向けた農地の利用意向アンケート調査についての報告がありました。

委員からは、小作地を持っている農家が、地域計画の中で農地中間管理機構に農地を預けることはできるのかという問いがあり、農地法第3条の許可を受けた永小作人のことだと思われるが、小作人が農地中間管理機構に農地を貸すことはできない。そのため、貸す場合は、解約を一度して耕作権を所有者に戻してから、その所有者が農地中間管理機構に貸し出すという流れになるという答弁がありました。

この答弁を受け、地域計画を立てる前に、市として将来、農業をどのように進めていくのかを検討していただきたいという要望があり、市長より、地域計画は今後、その地域の農業がどのような形になっていくのかを具体的にイメージする1つの手段として非常に大切なものである。農地は将来にわたり必要なものであり、市独自の道を歩むために、葛城市に適した農地管理の在り方、農地をどのように後世に伝え、保存していくのかを念頭に入れた上で、これから様々な考察を重ね、進めていくための時間の猶予をいただきたいという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、地域計画策定後の市の関わりはという問いがあり、地域計画を策定されている地区については、毎年協議の場を持ち、意見を聞き、計画を更新していく予定である。また、農地利用が難しく、地域計画が立てられない地域については、今後も引き続き地域性を考えながら計画を立てられるかどうかについて検討してまいりたいという答弁がありました。

次に、令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてであります。

理事者からは、(仮称)西の山の辺の道事業について、4市の連携を想定している中、最初に御所市から連携を目指すという報告がありました。

委員からは、御所市と相互に行き来できるような仕組みづくりは検討しているのかという問いがあり、山麓エリアの活性化ということを目標に、御所市と広域連携に向けて、前向きに打合せをしているところである。5月より、(仮称)西の山の辺の道調査等業務委託の公募型プロポーザルを実施しており、業者の方からよりよい提案がされるのを期待している。また、スタンプラリーやウォーキング等を実施、活用し、地元や市外の方に対し、周知、定着化してまいりたいという答弁がありました。また、市長からは、整備の仕方等についてはこれから協議し、進めていきたいという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

奥本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

5番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月13日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月20日、午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、部活動の地域展開に関する事項でございます。

理事者からは、本市での部活動の地域展開の進捗状況について報告がありました。

委員からは、外部指導員の確保と状況はという問いがあり、理事者からは、めどが立っている種目もあるが、めどが立ってこない種目もあり、これから人材バンクの登録の啓発を行うとともに、他市町村や県への登録状況などを活用させていただき、確保に努めていきたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、外部指導員の登録をされている方から、登録後、一向に何の連絡もないと聞いているとの指摘があり、今まではマッチングがあった方には連絡を取っていた。今後は改善していきたいとの答弁がありました。

次に、就学前児童の保育と教育に関する事項であります。

理事者からは、直近の保育所入所申込み状況について報告がありました。

委員からは、兄弟で違う保育園に通わせている場合、同じ保育園への入所を希望していても待機にはならないと思うが、そのような状況はあるのかという問いがあり、兄弟それぞれ別のところに通われているという状況は確かにある。同じ施設でそれぞれの年齢層で空いている状況が難しいときもあるが、次年度以降、継続を希望される方については、その点も考慮した形で受入れをしていければと思っているとの答弁がありました。

この答弁を受け、兄弟で同じ保育所、保育園へ入所を希望されているにもかかわらず、2年連続で希望が通っていない家庭はないか調べていただきたいとの要望がありました。

また、別の委員からは、保育現場で次の問題として、調理師と運転手の確保が挙げられる。情報収集も含めて対応を考えてほしいとの要望がありました。

次に、こども・若者サポートセンターに属する事項であります。

理事者からは、5月29日に開催いたしました厚生文教常任委員会で報告を要求した各種データの数値について、また、委員会中に話題に上がりました療育の受給者証の発行に際して、医師の診断以外にも心理士の意見書でも対応できる自治体もある件の検討状況について報告がありました。

委員からは、受給者証の発行について、医師の診断以外でも対応している6市町のことを調べていただいた上で、葛城市としてはどのように考えておられるのかという問いがあり、障害児通所給付に係る受給者証の発給に関して、医療機関への受診なしで、保健センターなど意見書を発行する判断基準が明確になっておらず、当面、その対象となる障がいの有無の判断に関しては、医療機関あるいはこども家庭相談センター、児童相談所のほうに仰ぎたいと考えている。具体的に、例えば国から明確な基準等が出てきた場合には、その基準に従って対応していきたい。国や他市町村の動向を今後も注視してまいりたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、運用されている6市町についてはスムーズに行われているかどうか分からないが、選択肢が広がっていることは確かであると思う。何か不具合等があり、見直しを検討されている等があるのか調べておいていただきたいとの要望がありました。

また、別の委員からは、受給者証を発行して児童発達支援につなげている数が少ない。要するに、葛城市からそこにつなげていないケースが多いとかがえる。フォローアップ教室に通っていれば療育に行かなくてもいいという空気感があるのか、保護者への周知はしているのかという問いがあり、保護者から受給者証を受けて療育という話が出たときには、当然つなげさせてもらっており、フォローアップ教室でやっているから受給者証の数が少なくなっているというふうな取組はしているつもりはなく、乳幼児健診等で、まず障がいがあると分かる子どもについては、フォローアップ教室等を通さずとも、医療機関から受給者証の発

給のほうにつなげている。そこまでではない子どもについては、フォローアップ教室の中で見守りをしながら対応しており、過去3年間をまとめると、きらりキッズで20%、かがやキッズで6%の子どもたちは特別支援学級に入るぐらい療育が必要なお子さん方で、この方たちの保護者には、きらりキッズ、かがやキッズを通して、受給者証から療育の説明はさせていただいているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、医療用所見の発行までに所要の時間は、また、現在発行待ちの方はどれぐらいいるのかという問いがあり、相談に関わっていただいているお子さんの保護者から医療に行きたい旨をお聞きした場合、時間を置かずに発行させていただいているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、ほかの市町村に比べて発行が遅いという声をお聞きしているが、どうかとの問いがあり、ほかの市町村でも同じであるが、所見は発達検査の結果だけで作成するものではなくて、保育所、幼稚園等の行動観察、あるいは保護者の意見等を踏まえて作成しているため、一回検査に来て相談していただいて、その場ですぐ出せるというものではない、所見を作るために長い間待っていただくということは発生していないと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、前回お願いしていたA I相談に関するアンケートについて、今回は説明をお願いしたいという要望がございました。

次に、葛城市社会福祉協議会に関する事項でございます。

理事者からは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告として、福祉総合ステーションの施設利用者数及び事業収入、市内、市外の利用者の割合等について報告がございました。

委員からは、お風呂の利用について、市外の方の利用が増えていると思うが、分析はされているのかという問いがあり、SNSを積極的に活用していたり、インスタグラム、フェイスブックともにフォロワー数が令和5年度から6年度において増加していることから、ゆうあいステーションのよさが広まっていると考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、先般、理事会において、二上山の登山客の利用の増加も関係しているとの説明を受けている。人事交流もしている中、その辺の情報共有もした上で説明をお願いしたいとの意見がございました。また、コロナ禍前の数値とも比較していただくように要望しております。

最後に、おひさま堆肥事業に関する事項であります。

理事者からは、現在の事業の進捗状況の説明と、移転に当たり各方面への配慮が足りず、混乱を招いていることについて、おわびがありました。

委員からは、現状を踏まえ、理事者の考えは、またどのように対応していくのかという問いがあり、副市長より、平岡地区の皆さんには大変ご迷惑、またご心配をおかけしていることをまずおわび申し上げたい。今後、対応として、平岡地区の皆さんに説明に上がり、これまでの経緯等々も含め、丁寧に説明をし、対応させていただきたいとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、おひさま堆肥事業を移転するに当たり、多目的広場の条例が現在

と一致していないと思うが、問題はないのか、また、都市公園法には抵触しないのかとの問いがあり、多目的広場は全てがなくなるわけではなくて、一部を用途変更する形なので、完成した段階で条例の改正をする予定をしている。また、多目的広場は都市公園には含まれていないとの答弁がありました。

調査案件については以上でございますが、今回は臨時案件として、市内学校給食米飯加工業者の報道の件と、第1健民運動場の芝生の件について報告を求め、理事者より説明がございました。

以上であります、このほかにも各委員から質疑がなされ、また、意見、要望が出されたことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上です。

奥本議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会及び当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会について、各委員長より報告願います。

まず、議会改革特別委員長より報告願います。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、本会期中に開催いたしました議会改革特別委員会において協議いたしました状況についてご報告をいたします。

本委員会は、去る6月19日、午後3時から開催し、市民懇談会について及び議会改革関係資料の配付についての2つの案件について協議をいたしました。

最初に、市民懇談会についてでございます。去る4月24日に開催をいたしました本委員会において、7月21日開催予定の市民懇談会に係る概要について決定をしたことで、無事に広報を周知することができましたので、今回は業務担当者と詳細なタイムスケジュールなどについて協議をいたしました。

業務担当者については、昨年開催しました市民懇談会の反省から、全議員が何らかの業務を担うということを主眼に置き、割り振りをいたしました。両常任委員会委員長及び令和7年度の当初予算関係を報告する予算特別委員長の3名に議長を含めた4人を除く10名の議員から、グループワークのファシリテーター5名とファシリテーターを補助するサブの5名を決定いたしました。また、詳細なタイムスケジュールとして、今回メインとなるグループワークの時間配分や進め方について協議をいたしました。

グループワークでは、参加者が発言とともに付箋に記載をしていただき、模造紙に貼りつけていくKJ法を採用することになりました。グループワーク終了後、グループごとに話し合った成果を発表していただく時間を設けることとし、その発表者については、できる限り参加されている市民の皆様をお願いすることになりました。

次に、議会改革関係資料の配付についてでございます。

前回開催いたしました本委員会において協議しました、議会議員が委員となる各種委員会などにおいて、理事者側の意向も確認すべきではないのかという意見があったことから、なぜ議会議員を委員に委嘱するのか、議会議員が委員から外れても問題ないのかなどを確認す

るため、各担当部署に照会した回答結果について配付をいたしました。

なお、この件については、今回の委員会で協議することはせずに、次回の委員会までに内容を確認していただくことにいたしました。

また、全国市議会議長会から令和6年12月末現在における全国の市議会の定数と報酬について資料が届きましたので、以前、本委員会で作成しました議員定数、報酬、政務活動費に関する基礎調査報告書と同様に、人口3万5,000人から4万人までの類似団体について比較する表を作成いたしましたので、今後の参考資料として配付をさせていただきました。

以上で、本定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会で協議いたしました状況についての報告といたします。

奥本議長 次に、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長より報告願います。

11番、川村優子議員。

川村當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月13日の本会議におきまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査事項につきまして、6月23日、午後2時より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会所管の調査事項の審査概要をご報告申し上げます。

本委員会におきまして、當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について報告を願い、(仮称)當麻複合施設実施設計、(仮称)當麻複合施設指定管理者募集、(仮称)當麻複合施設周辺エリア活用事業の3点に分けて説明をいただきました。

理事者からは、最初に資料を用いて、(仮称)當麻複合施設設計、改修工事、管理・運営計画等について説明がありました。

質疑では、資料で外観デザインのイメージを示していただいているが、現在の外観とあまり変わらないように思うが、検討はされたのか、また、外観デザインとしては示していたものから見直せるのかという問いがあり、外観を一新させるようなアイデアに関して、複数回にわたって検討を重ね、複数のパターンを検討したが、結果的になかなかそのイメージに近づくことができなかった。建物の劣化の状況調査により、外壁のタイルが予想よりも健全であったということもあり、今までなじみのあるタイルを生かしつつ、本棚を模したゲートなど新たに取り入れた機能を象徴する素材が入り混じる新旧コントラストのある外観を目指すという判断に至った。ただ、カーテンをつけたりなど、インテリアについても事業者とバランスを取りながら、市の主導で検討を最後まで行っていきたいという答弁がありました。

副市長からは、現場のほうではいろいろと検討しており、入り口の柱にデジタルサイネージを置けないかという提案もしたが、いろいろな制約がある、そういった中で外観をなるべく刷新できるように持っていきたいと考えているという答弁がありました。

委員からは、市民の皆さんがこの施設に来て、楽しいなと思えるような施設にしていきたいので、工事管理されるときに、素材や色選びを意識しながら、市としてしっかりと伝

えていただいて、工事監理者、施工者とも意識をしてやっていただきたいという要望や、外観については、お金を使わず、アイデアでできることもあると思うので、検討いただきたいという要望、また、ラッピングというような方法もあるので、検討の材料の1つにしてもらいたいという要望がありました。

また、複合施設では象徴的な階段があるが、その手すりについては、高齢者や小さい子どもが使うと思うので、高さへの配慮や視覚障がい者の方の視認性に対する配慮も必要と考えるが、市としてはどう考えているのかという問いがあり、安全性には配慮させていただき、指摘のあった視認性の部分について、検討の中で指定していきたいと思う。また、子どもと大人で使う高さが違うという点については、駅でよく使われているような手すりが上下二重になっているものをお願いし、検討いただいているという答弁がありました。

この答弁を受け、大きな階段のある施設なので、事故を懸念する。安全性が特に大事なので、視覚障がい者の方や高齢者の方が安全なのか、しっかりと時間をかけてやっていただきたいという要望がありました。

また、別の委員から、工事が複数回に分かれると思うので、指定管理者や子どものプレイスペースの部分の専門業者からの意見をもらって反映すると、家具や本棚のイメージがちぐはぐになってしまわないか懸念している。トータルコーディネートが必要だと思うが、市の考えはという問いがあり、館内全体については、設計の中で一旦、トータルコーディネート部分を指定しており、プレイスペースなどの部分的な設計に対して、子どもの環境に関してより専門的な知識のある事業者によりよい提案をいただいて、改善する余地を探ろうというところである。また、指定管理者に対しても、募集要項の中に、運営者目線でこの設計に対して改善の余地があるのであれば、備付けの家具等の備品、サインなどについて提案してくださいということを指示している。そこでよい提案があれば、一旦決めさせていただいた中から、更に改善を図っていきたいという考えであるという答弁がありました。

続いて、ほかの委員から、カームスペースがあることなどにより、車椅子専用の出入口からエレベーターに行く動線があまりよくないので、正面から入ったほうが安心感があると思う。ただ、平面図では、真っすぐエレベーターに向かう途中に何か四角いものを置くようなことになっているように見える。障がい者の方が車椅子を使ってエレベーターに行くまでの動線について配慮していただきたいと思うが、どう考えているかという問いがあり、車椅子専用の出入口からの動線に関しては、介助の必要な方や天気が悪い場合に最短の動線を通っていただく、もしくは職員がお迎えに上がって介助するといった動線を想定しており、通常は正面から入っていただくと考えている。ご指摘のあった表記は、可動式の展示台を想定しており、現場で支障があれば動かしていただくことになるという答弁がありました。

次に、理事者からは、(仮称) 当麻複合施設指定管理者募集に関して、今後のスケジュールや事業者の選定方法、指定管理に進める手順等について説明がありました。

質疑では、今後、指定管理者の公募を行うが、指定管理者に対する要求水準書について、議会として意見を述べることができるのかという問いがあり、これから指定管理の公募に当たるので、要求水準書はオープンにすることが難しく、今回資料でお示ししている管理・運

営計画が市として求める仕様になるので、この部分について意見を言っていたことになるという答弁がありました。

また、別の委員からは、指定管理者にお任せするに当たって、議員として市民の声を反映させたいと考えているが、いつまでに伝えないといけないのかという問いがあり、指定管理者の公募を本年8月当初あたりから想定をしておき、その時期には仕様書が確定した状態で表に出るので、それまでにご意見をいただけるようであれば、反映させるのは可能と考えているという答弁がありました。

また、開館時間に対する考えはという問いがあり、現在の指定管理者の要求水準として想定している休館日は年末年始と毎月最終の火曜日、図書等の特別整理日として年に10日以内とする想定である。開館時間については8時30分から20時までとし、図書館、貸館の窓口は9時から受付を開始する予定である。これにより月6日程度あった休館日が1日となる。そして図書館については、現在午後5時で閉館するところを3時間延長するというような運用になる。この要求水準については、指定管理者の提案により、延長の方向に提案があったことを期待しており、時間が延長される分については、指定管理者の選定の中で加点をさせていただき方向で検討している。現在のところ、當麻文化会館は22時まで利用できるが、21時以降に借りている方が非常に少なく、20時以降の貸出しについては月2回程度といった背景もあるので、利用の少ない部分に関しては時間短縮を行う調整をさせていただいているが、将来的に時間を延長するというような検討の余地も含んでいるので、運用開始後に要望が続くようであれば、個別に協議をさせていただき、その分の費用の協議をさせていただこうと考えているという答弁がありました。

市長からは、この部分については議員皆さん方もいろいろな方の意見をいただいているところだと思う。本日提案させていただいたので、議員皆様方も様々な方のご意見を聞いていただき、考え方をお互いに整理させていただき時間を持たせていただけたらと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、複合施設に非常に期待しているが、その中で利用時間を短くしてしまうのはよくないと思う。利用が少ない時間を、民間の力を借りて利用者を増やす取組をしていくべきだと思うという意見や、新しく複合施設になって新しいニーズも出てくると思うので、最初は遅くまで開館し、ニーズを見極めて、必要に応じて弾力的な運用をしていくほうがいいと考えるという意見、複合施設になって指定管理になった途端に時間が短縮するというのはサービス低下につながると思う。當麻文化会館のときよりも、複合施設になってサービスもよくなったというのが本来の姿だと思うという意見などがございました。

次に、理事者からは、(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業について、事業者募集に向けた募集要項の特徴的な要件や事業者決定後の進め方についての説明がありました。

質疑では、複合施設周辺エリアの活用については、どれくらいの規模の商業施設を考えているのか、また、複数の種類の店舗が入るようなものを想定しているのかという問いがあり、敷地の中で民間活用に使っていただくこともできる面積は8,000から9,000平方メートルの間で、建物としては最大3,000平方メートルぐらいの建物が建つと考えている。建物について

は、1つで3,000平方メートルを使うということも可能であるし、3,000平方メートル以下であれば、複数の建物で使ってもらうことも可能であるという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、商業施設の誘致を考えているということだが、スーパーマーケットは踏切などで商圈が結構変わるようであるし、その地域の住民の方にどれだけのニーズがあるかということも大事である、また、事業者が急に撤去するといったリスクもあるので、その辺りも気をつけて事業者を選定いただき、また、ランチやパンをいただけるコーヒー店などもいいので、ご一考いただきたいという意見がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、多くの意見、要望が出されましたことをつけ加えまして、本委員会の審査状況についての報告とさせていただきます。

奥本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の調査事項の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付のとおりでございます。

日程第1、議第49号議案を議題といたします。本案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第49号、財産の取得について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、今回購入される6種類の物品について、分割発注もできたと思われるが、一般競争入札にした理由はという問いがあり、今回購入する6種類の物品については、避難所の生活環境の改善を目的とした各種資機材に係るものをまとめて購入したため、一般競争入札となった。財源については、国の経済対策を受けた、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用するもので、令和7年3月議会の補正予算にて繰越しの議決をいただいたものであるという答弁がありました。

この答弁を受け、一般競争入札にすると、行政効率、財政効率も上がると思うが、地域経済という観点から、地元業者にも発注できるよう検討していただきたいという要望がありました。

また、別の委員から、仮契約書に記載されている納入期限が令和8年3月31日となっている理由はという問いがあり、一日でも早く納入していただきたいが、国からの交付金の活用で、日本全国から防災関連物品の発注が殺到していると聞いている。期間を短くすると、納入できないことも考えられるため、令和8年3月31日までに設定したという答弁がありました。

この答弁を受け、一刻も早く納入されるよう業者の方に伝えていただきたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されている

ことを申し添えて、総務建設常任委員会の報告いたします。

奥本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議第47号及び日程第3、議第48号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第47号及び議第48号の計2議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第47号、葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについてであります。

質疑では、法改正により、現行の条例より厳しく、内容も網羅された盛土規制法ができたため条例を廃止することのだが、今後、市にはどこまでの権限を持たせてもらえるのかという問いがあり、県の事務処理の特例により、開発行為ではない場合、申請は一旦、市に上がり、現場及び図面等も確認した中で、副申という形で市の意見をつけ、土木事務所に進達する。その際に生活環境の保全等の意見をつけることもできるとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、今後、規制に対して違反があった場合、違反をしているところに対して、市から指導や助言をすることはできるのかとの問いがあり、市町村に権限があるのは申請の受理までだが、許可申請については県に意見を付すことができるということと、法第50条に盛土等に伴う災害の防止に関して県知事に意見を申し上げる規定もある。それらの規定に基づく申出等をお話しできると考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第48号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事）でございます。

質疑では、これまでに長寿命化に関する工事は行われているのかとの問いがあり、管理棟

については建築から50年以上経過しており、改修履歴としては、昭和60年に大きな改修、平成5年にも一部の改修が入っている。また、平成16年には建物全体の耐震改修が入っている。今回はより長く使っていくことというところで、今までの改修では手を入れられなかった設備の部分も含め、全ての改修を行うものとなっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、非常に高額な契約額なので、この際、徹底的に長寿命化し、きれいに改修していただきたいとの要望がありました。

また、別の委員からは、学校運営をされながら工事を進めていただくが、子どもたちが校舎から運動場へ出るための安全な動線は確保されているのか、また、工事期間中、校門の使用はこれまでどおりなのかとの問いがあり、工事エリアは仮囲いし、それぞれのエリアへの立入り、出入りについては、工事に併せて警備員を置いて、子どもたちの通行に支障ないように対応していく。屋内運動場と管理棟の間には建物が昇降口になっており、そこから運動場へ出るラインについては、重点的に警備員の配置や、明確にその通路が分かるよう、学校の方とも協議しながら進めていく。定例の打合せで綿密に計画し、安全の確保に努める。また、校門については、東門、南門、それぞれ現行どおりに使うが、南門は工事車両の進入路にもなるので、朝の登校時は工事車両の時間帯をずらすとともに、下校の際には、その時間を共有して配慮していきたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、子どもたちがけがをすることがないように、安全に気をつけていただきたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと判断いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されたことを申し添えて、厚生文教常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

以上です。

奥本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第2、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第48号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第45号及び日程第5、議第46号の2議案を一括議題といたします。本2議案は當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、川村優子議員。

川村當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 ただいま上程されております議第45号及び議第46号の計2議案について、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて及び議第46号、葛城市役所の位置を定める条例の一部を改正することについては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、条例中に市民活動という言葉が出てくるが、この意味は、また、市民活動という言葉の定義規定がこの条例中にある理由はという問いがあり、市民活動を定義すると、市民の文化、芸術、教育、学術に関する各種の活動ということとなる。今後、複合施設の運営の中では、学習ニーズの多様化や生涯学習の進展などといった新たな社会状況の変化に対応した様々な活動の奨励がこれまで以上に求められると予想されることから、幅広く市民が行う生涯学習活動と柔軟に解釈していただくのがよいと考えている。また、定義規定を設けるのは、その用語を明確にすることで疑義が生じないようにするというのが大きな目的であるが、用語の意味を狭くすることにもなり、制約するということにもつながる。今回の複合施設は、市民活動を少しでも多くの市民の方に幅広く活用していただきたいというのが一番の目的なので、あえて定義をせず、制約をしないことで、柔軟な解釈に委ねるといふことと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、指定管理者に恣意的な運用をさせないために、条例で定義を定めて制約するというのが大事であると考えている。例えば、現状、當麻文化会館でいろいろな活動をされているが、新しい施設でもそういう活動が認められていくのか、また、市民活動センターになることにより、これまであった文化振興や芸術振興を目的とする芸術団体に対する市のサポートなどはどうなるのかという問いがあり、できる限り柔軟に市民活動の活性化に必要な支援が行えるようにということで作成した部分がこの条例の趣旨、目的になっており、今までと同じような活動に関しても継続していただくと解釈している。また、市民活動センタ

一の事業に関して条例中に規定をしており、今までの施設で行われてきた文化活動や芸術活動の振興に関することも規定している。これまで行われていた主催事業に関しては、今までから文化会館で市民活動に対する事業の提供や、その機会の提供を行ってきており、市民活動センターに引き継ぐ予定である。ただ、指定管理者にお任せする部分もあるので、支援の提供方法については若干手法が変わってくることもあると想定しているという答弁がありました。

また、ほかの委員から、葛城市市民活動支援事業の市民活動の定義では、今回の条例の市民活動の意味より狭く定義づけていると解釈するが、今回の条例における市民活動は、一般名詞に近い、より広い意味の市民活動という理解でいいのかといった問いがあり、お見込みのとおりで、市民活動支援事業のほうは補助金も関係しており、定義を曖昧にしまうと対象がぼやけてくるので、そこを定義している。それが本来の例規の重要な定義づけの意味だと考えているが、今回の複合施設では、市民活動の定義を設けるということが市民の活動に支障を来すのではないかとこのことを考え、市民活動に関する定義づけを、あえて条例のほうで行っていないという状況であるという答弁がありました。

別の委員からは、使用料は市外の方、市内の方、両方とも一緒になる形で考えているのかという問いがあり、新しい施設が出来上がるということで、算定の根拠を見直し、市内、市外関係なく、条例では一律で定価となるような使用料を規定している。この後、規則や要綱を整理していくが、減免の規定を設ける予定である。その中で、市内、市外といった部分についても加味して、減免の規定を検討しているところであるという答弁がありました。

この答弁を受け、投資した分、しっかりと市内外の幅広い方に使っていただけるような、開かれた施設にならないといけないと思うので、条例としては、この内容でよいと考える。減免については、内規でしっかりと決めておいてくださいという意見がありました。

また、ほかの委員からは、現在、市のグラウンドや中央公民館などの施設では、使用料の減免のため、市内外の方を把握するための名簿を出していただいていると思うが、指定管理者制度を導入するに当たって、名簿を提出する方法の工夫や、市内利用者、市外利用者の確認方法の取決めをしっかりと検討いただきたいという要望がありました。

議第45号については、賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第46号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の付託議案の審査概要及び結果の報告といたします。

奥本議長 以上で、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて、反対の立場から討論をいたします。

本条例は、當麻文化会館を改修して、當麻庁舎の機能及び當麻図書館の機能を移し、さらに、當麻文化会館及び當麻公民館が果たしてきた機能は市民活動センター機能に代えて、新たに複合施設の中に置くことを内容としております。また、その複合施設の管理運営に当たりましては、指定管理者制度を利用できるようにするという内容を内容としております。

この2つの内容について、反対の立場から意見を申し上げます。

さて、文化の香り高い旧當麻町の景観をつくっていた1つの地域が、この旧當麻庁舎周辺地域でございます。旧當麻庁舎、そして當麻図書館、そして文化会館のあるこの地域は、ある意味、まちの方々が誇りに思っていた地域でございます。今でも當麻図書館は残してほしい、それを取り壊すのはもったいないというご意見を市民の方から伺います。

この旧當麻庁舎については耐震性に問題があるということで、これは危険性があるため除却することになったわけですが、その後の周辺整備につきましては、これまで議会の中で長期間かけて議論してきたところでもあります。その当初の計画案、6つ示されました。

その6つの案の中の1つに、除却した當麻庁舎に代わる小規模の建物を建てて、そこに庁舎機能を移すという案がございました。旧當麻町と旧新庄町が合併する際に、新市の庁舎を建設して1つにする、それまでは2庁舎制を取るという約束がありましたから、やはり大きな當麻庁舎を壊すわけですから、それに代わる小規模の施設をつくって、そこに庁舎を移すのがいいというのが日本共産党の考えでありました。そのため、これらの周辺地域の施設についても残すという案を私どもは支持をしたわけですが、結果として、いろんな理由から複合施設とすると、今日のこうした設置条例制定に至ったわけでもあります。

今回、議会の議決案件として、この當麻複合施設設置条例案が上程されましたので、改めて反対の立場から討論するということでもあります。

この複合施設には、教育委員会、こども未来創造部、総合窓口課のある3階のフロア、そして1階と中2階の図書館フロア、そしてそのほかのフロアは市民活動のためのフロアとして、今設計が出されております。

私は、この複合施設がなぜ具合が悪いかという1つの理由に、土日の施設の利用の在り方に関わってであります。3階のフロアにある教育委員会やこども未来創造部など、庁舎機能のフロアは閉めてしまうこととなります。しかし、土日は、ほかのところは市民の方が活発に利用されるということになりますから、私は複合施設としての組合せが極めて悪いと考えています。図書館利用や、あるいは文化活動や市民活動、子どもたちの居場所を提供する施設として、市民の教育、文化活動の拠点となる施設として統一すべきだと私は考えます。今

回の複合施設案には賛成できません。

また、複合施設とする目的の1つが、當麻庁舎周辺にある施設の将来の維持・改修費が大きくなる、その経費を大きく削減することができるというのが、この複合施設を選択した1つの理由であろうかと思えます。そのため、當麻文化会館につきましても、建替えではなく、複合施設にするに当たって、この文化会館の駆体を残したまま、中を改修すると。改修費を抑えるためにそうしたことが行われたわけですがけれども、その結果、建物の構造上の制約があるために、一部を中2階構造にせざるを得ませんでした。その中2階のフロアは図書館スペースとして利用されますけれども、周辺が全て階段で覆われるという、バリアフリーの観点から、大変配慮が難しい設計となってしまいました。

こうしたことから、複合施設に至る様々な検討が行われて、多く改善はされましたけれども、当初やはり私は庁舎機能については、1つのしっかりとした施設に移すべきだと、そうすればこうした問題は避けられたと考えております。

さて、指定管理者制度に関わる問題について、反対意見を述べます。

本条例案第3条には、葛城市（仮称）當麻複合施設に、次に掲げる施設を置くとして、市民活動センター、葛城市當麻図書館の2つを掲げております。この市民活動センターについては第7条で、その事業内容を、市民活動及び文化、芸術の振興に関すること、市民活動及び文化、芸術の振興に関する必要な人材の育成に関することと事業内容が定められております。

こうした事業を行う市民活動センターは、本来、市民と行政の協働によって進められるべきではないでしょうか。これまで葛城市の文化会館における文化、芸術活動については、文化、芸術活動を担う文化協会に集う市民と行政の協働によって進められてまいりました。私は民間事業者の方に指定管理者としてこうしたことを委ねるのは、事業内容にはふさわしくないと考えております。

また、図書館事業は収益的事業ではありません。利用者のプライバシーが守られなければなりません。民間の指定管理者に管理運営を行わせることには慎重であるべきだと考えます。

以上の理由から、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて反対いたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することに賛成の立場で討論をいたします。

本条例の制定については、當麻図書館を含む複合施設の運営を指定管理によって行えることができるように整備する条例案でございます。

ファシリティマネジメントの観点や、民間運営による新たな住民サービスを提供し、幅広く活用していくためには必要な条例制定でございます。

本市の公共サービスを新たなフェーズに進め、今まで當麻図書館や公民館また文化会館を利用されていた市民の皆様の利便性向上はもちろんのことで、これまで活用してこられなか

った、新たな層の利用についても期待をするところでございます。

以上の理由から、私は本条例案に賛成といたします。

奥本議長 ほかにございませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することにつきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

このたび制定される本条例は、葛城市（仮称）當麻複合施設をどのような施設として位置づけ、育てていくのか、その基本的な方向性を示すものであり、第1条において明確にその目的が記されております。私はこの条文に込められた趣旨と理念に賛同するものであります。

この施設は単なる箱物ではなく、人と人、人と活動、人とまちをつなぐ役割を果たすことを理念として掲げており、子どもたちの健やかな成長を育み、また、年代を問わず幅広い市民の皆様の学びを支える場であると同時に、市民活動や文化、芸術の拠点としての機能が期待されております。市民の皆様が気軽に立ち寄り、文化や芸術に親しむことのできる環境が整備されることにより、地域全体の文化的な土壌が豊かになり、いわば地域の文化力の底上げにつながると考えております。

また、葛城市立図書館条例に規定される、葛城市立當麻図書館の設置が明記されている点も重要です。図書館法に基づく公共図書館による、図書等を通じた学習や憩いの機会の提供は、これまで公共図書館を利用されてきた方々だけでなく、より多くの新しい来館者、図書館利用者を迎えることにつながり、幅広い世代の市民の皆様にとって恩恵となるものと考えます。

豊かな地域社会の実現という長期的なビジョンを市全体で共有していくことは、持続可能なまちづくりの礎となるものです。葛城市（仮称）當麻複合施設が、文化、教育、そして児童福祉の結節点となり、本市における地域活性化のモデルケースとなることも強く期待しまして、私の賛成討論といたします。

奥本議長 ほかにございませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて、賛成の立場で討論をいたします。

（仮称）當麻複合施設は、葛城市にとって前例のない、全く新しいコンセプトの施設であり、複数の行政機能が集約されている中で、今回の条例は全てを確実に網羅している条例と言えます。

また、指定管理を視野に入れた条例になっており、もし直営になったとしても対応できる条例でもあります。

この条例を基盤として、更に細かい規約を作成され、多くの市民の方が期待を寄せているこの施設の管理運営を円滑に進めていただくことを希望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかにございませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この複合施設は、図書館、多目的スペース、総合窓口を一体化することで、市民の利便性を飛躍的に向上させます。高齢者や障がい者にも優しいバリアフリー設計も施され、誰もが使いやすい空間です。

指定管理者制度による運営は、民間ノウハウを導入し、効率的で質の高いサービスを提供します。コスト削減とサービス向上を両立させ、税金の有効活用にもつながります。

さらに、この施設は當麻地域の活性化、にぎわい創出の核となることが期待でき、雇用創出や地域経済の活性化にも貢献できることができます。

これらの理由から、私は、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することに対しまして賛成をいたします。

奥本議長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を電子表決システムで採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は14人であり、その3分の2は10人であります。なお、この特別多数議決には、私、議長も表決権を行使することとされておりますので、ご了承願います。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成が10人以上です。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第50号議案を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月13日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第50号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきまして、6月23日、午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、定額減税補足給付金事業について、具体的にどのような方が対象になるのか、また、周知の方法はどの問いがあり、令和6年度分所得税及び定額減税の実施額等が確定した後、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方と、本人及び扶養親族等が定額減税の対象外であり、かつ低所得者世帯向けの給付の対象世帯にも該当しなかった方が今回の不足額の給付の対象となる。広報については、昨年度に実施した当初の調整給付のときと同様に、ホームページや広報誌での啓発を予定しているが、給付金の支給対象者であることが把握できる方については、税務課から確認書等の案内を郵送する予定をしている。その内容を適切に周知して、円滑に給付金が支給できるように努めたいという答弁がございました。

この答弁を受け、複数の委員から、ホームページや広報誌を通して、市民の方に分かりやすく広報するようにと要望がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますけれども、このほかにも質疑がなされ、意見、要望が出されたことを申し添えて、委員会の補正予算の審査報告といたします。

奥本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、法令改正により、選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担の単価が改められたことに伴い、本条例の一部を法令改正に準じ、改正するものです。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第51号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第8、議第52号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第52号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億6,789万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、条例の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用公営負担金の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第52号議案については、本定例会に設置されております予算特別委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前11時24分

再 開 午後 2時00分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいまペーパーレス会議システム等に配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第51号及び議第52号の2議案を日程に追加し、直ちに審議を行うことにいたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程に記載のとおり、日程に追加し、直ちに審議を行うことに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第51号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第51号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、価格改定を決められた理由はという問いがあり、最近の物価の変動等を考慮したものであり、国の選挙が実施予定であるため、それに合わせて改定するものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、県内の価格単価について、独自の単価を設定されているところはあるのかという問いがあり、県内の単価については調査していないが、県の選挙管理委員会委員長名で各市町村の選挙管理委員長宛てに文書が出ており、国の定める単価の範囲内で執行するよう通知されているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務建設常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

奥本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議第52号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

先ほどの本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第52号につきまして、本会議の休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果を報告させていただきます。

質疑では、選挙運動用ビラ公営負担金及び選挙運動用ポスター公営負担金の内訳はどの問いがあり、条例改正により、ビラの単価は1枚当たり8円38銭となり、公職選挙法における地方議会議員選挙のビラの上限枚数1人当たり4,000枚を立候補予定者人数で掛けた金額となり、当初の予算との差額4万3,840円を補正する。ポスターは、同じく条例の改正に伴い、作成単価が1部当たり586円88銭となり、ポスターの掲示場の数172か所を掛けたものに企画費31万6,250円を足したものをポスター掲示場数172で割り戻した金額に、選挙の立候補者予定人数を掛けたもので、13万3,624円の増額補正をお願いするとの答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上、予算特別委員会の報告といたします。

奥本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、ペーパーレス会議システム等に配付しております閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員皆様方におかれましては、13日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご配慮をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして本定例会を閉会するわけございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、本市の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

去る6月13日に開会されました令和7年第2回葛城市議会定例会が、14日間の全日程を終えさせていただき、本日もちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展のため鋭意努力してまいる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

奥本議長 以上で令和7年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午後2時11分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 奥本 佳史

議 会 副 議 長 西川 善浩

署 名 議 員 吉村 始

署 名 議 員 松林 謙司